

○燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金交付要綱

令和2年6月16日

告示第273号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の福祉施設において新型コロナウイルス感染症対策として「新しい生活様式」に取り組むための物品等の購入費用に対し、予算の範囲内において燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉施設 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める事業所であって、市内に住所を有するものをいう。

ア 介護サービス等事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

イ 障がい福祉サービス事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に規定する指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び地域活動支援センター、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する指定障害児通所支援事業所及び指定障害児相談支援事業所並びに燕市日中一時支援事業実施要綱(平成23年燕市告示第73号)に基づき日中一時支援事業の委託を受けている事業所(以下「日中一時支援事業所」という。)

(2) 新しい生活様式 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第18条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に規定する新しい生活様式をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内で福祉施設を運営する法人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金の交付の対象としない。

(1) 市税等を滞納している者

(2) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者

(3) その他市長が不相当と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げる新型コロナウイルス感染症の感染防止のための衛生用品又は物品(以下「物品等」という。)の購入に係る経費(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(1) 衛生用品(マスク、防護服、ビニール手袋又は消毒液)

(2) 物品(非接触式電子体温計、飛沫感染防止パネル、消毒噴霧器又はテレビ電話用タブレット端末)

(3) 前2号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るための物品等で市長が必要と認めるもの

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、国、県、市町村その他公共的団体が実施する他の補助制度により補助金等の交付を受ける物品等は、補助対象としない。

(物品等の購入期間)

第6条 補助金の対象となる物品等の購入期間は、第10条の規定による交付

決定を受けた日から令和2年12月31日までとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(限度額)

第8条 補助金の限度額は、1法人あたりそれぞれの福祉施設の数に20万円を乗じて得た額とする。

2 前項に定める福祉施設のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、一の事業所として数える。

(1) 介護サービス等事業所で、指定居宅サービス及び指定介護予防サービス、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス又は障がい福祉サービス事業所を一体的に運営している事業所

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)に規定する多機能型事業所

(3) 障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所並びに児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業所のうち、2つ以上の指定を受けている事業所

(4) 日中一時支援事業所で、障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設若しくは地域活動支援センター又は児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業所を一体的に運営している事業所

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 物品等購入計画書(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

- (3) 見積書
- (4) 市税等の納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前条の限度額に達するまで繰り返し補助金の交付申請を行うことができる。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条による補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査するとともに、交付の可否を決定し、燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第11条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、申請の内容を変更しようとするときは、燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備事業変更申請書(様式第5号)を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であると市長が認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をした場合は、燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備事業変更承認決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助金の申請に係る物品等の整備が完了したときは、燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金実績報告書(様式第7号)に次の書類を添付し、速やかに報告するものとする。

- (1) 物品等購入報告書(様式第8号)
- (2) 物品等の購入に係る領収書等の写し
- (3) 物品等の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、補助金の額を確定し、燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金確定通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した額と交付決定の額が同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の交付請求)

第14条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助の目的に違反したとき。

(備付帳簿)

第16条 申請者は、補助金に関する帳簿等を当該補助対象事業の完了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の帳簿等を調査することができる。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

燕市長 様

住 所

申請者 法 人 名 ㊟

代表者の氏名

誓約書

燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金交付要綱に従い次の事項を承諾し、履行することを誓います。

記

- 1 補助金により購入した物品等は、主として新型コロナウイルス感染症対策のために使用し、「新しい生活様式」を実践します。
- 2 燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)及び燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金交付要綱(令和2年燕市告示第273号)の規定を遵守します。

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

燕市長



燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金
(交付・不交付) 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金について、下記のとおり(交付・不交付)を決定しましたので通知します。

記

1 福祉施設 _____

2 交付決定額 金 _____ 円

(不交付の場合その理由)

年 月 日

燕市長 様

住 所

申請者 法 人 名

⑩

代表者の氏名

燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備事業変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった補助事業について、次のとおり変更したいので燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金変更申請額

福祉施設	区 分	対象経費	申請額
	変更前 (交付決定額)	円	円
	変更後	円	円

2 補助事業の変更の内容

3 補助事業の変更の理由

4 添付書類

- (1) 物品等購入計画書(様式第 2 号)
- (2) 誓約書(様式第 3 号)
- (3) 見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

様

燕市長



燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請があった補助金の変更について、燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 変更後の補助金の額

福 祉 施 設	
交 付 決 定 額	円
変更後の補助金の額	円

(不交付の場合その理由)

年 月 日

燕市長 様

住 所

申請者 法 人 名 ⑩

代表者の氏名

燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金
実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった補助事業が完了したので、燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実績額

福祉施設	対象経費	交付決定額
	円	円

2 補助事業の完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 物品等購入報告書（様式第8号）
- (2) 物品等の購入に係る領収書等の写し
- (3) 物品等の使用状況が分かる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

物品等購入報告書

1 福祉施設 ア 介護サービス等事業所 イ 障がい福祉サービス事業所

3 購入額合計（消費税除く） _____ 円

4 内訳

施設名	購入品名・個数	補助事業により実践できた成果 (今後期待される効果)	購入額 (消費税除く)

年 月 日

様

燕市長



燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金
確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったことについて、燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

福 祉 施 設	
交 付 決 定 額	円
交 付 済 額	円
交 付 確 定 額	円

年 月 日

燕市長 様

住 所

申請者 法 人 名 ㊞

代表者の氏名

燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定を受けた燕市介護及び障がい福祉サービス事業所感染症対策物品等整備費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額

福祉施設	請求額
	円

2 振込先

金融機関名		金融機関 コード	
支店名		店舗 コード	
口座種別			
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			